

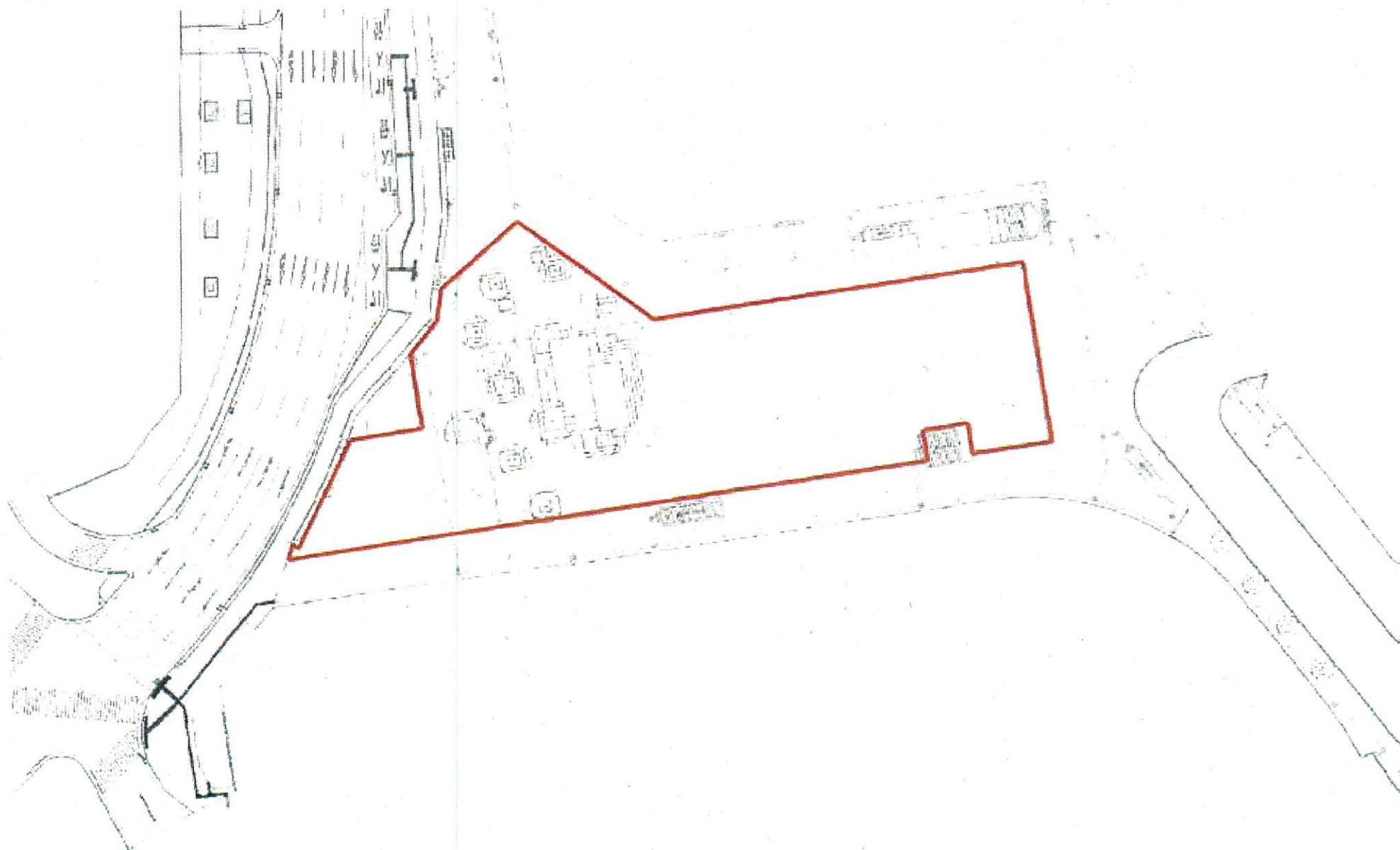
決議事項 1 資料②別紙

# なんば広場運営方針 別紙(案)

【別紙】

3：通常清掃

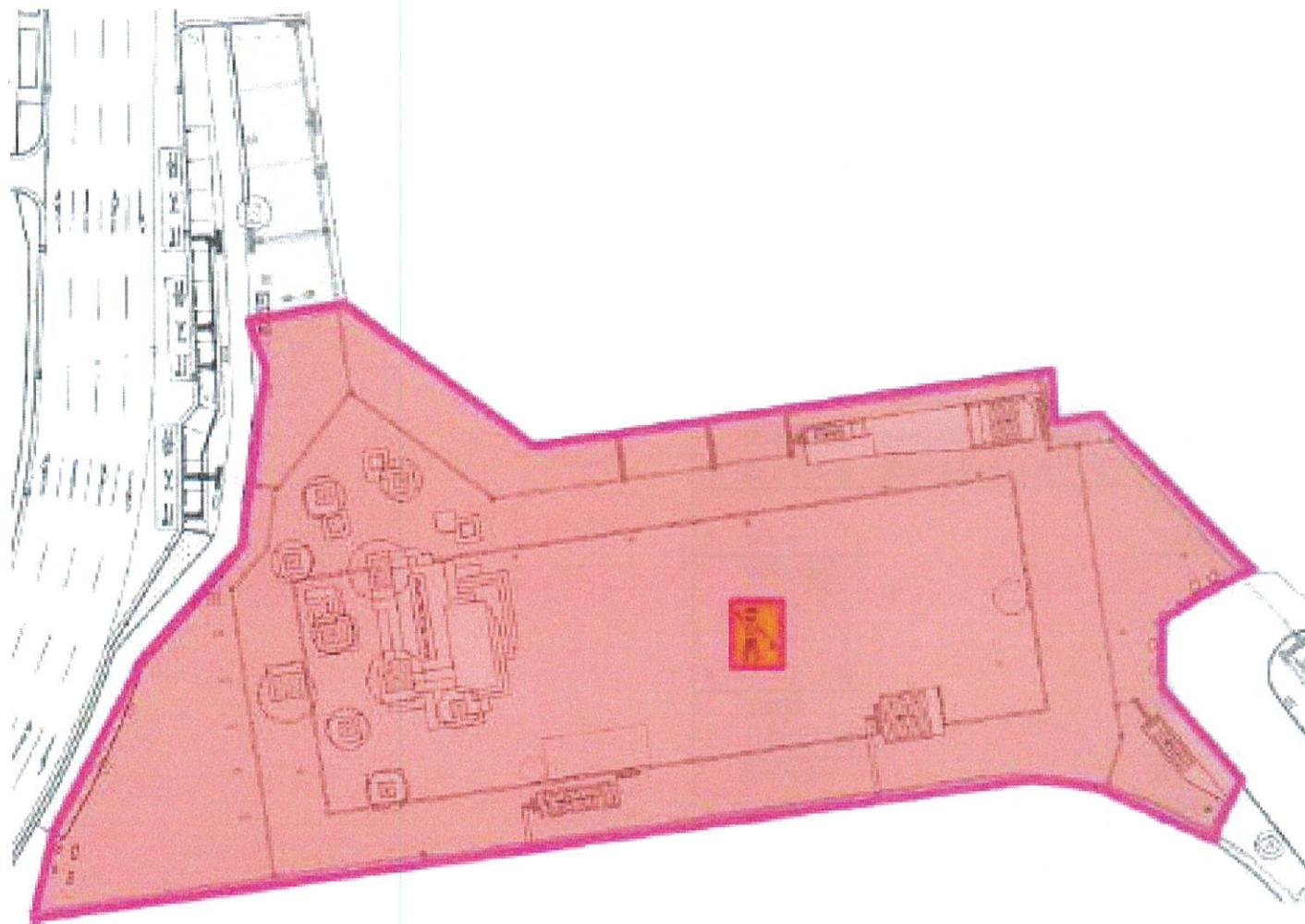
①清掃範囲



**【別紙】**

**9：治安維持警備員の配置**

**①警備対象範囲**



**図 委託場所**

## 【別紙】

### 9：治安維持警備員の配置

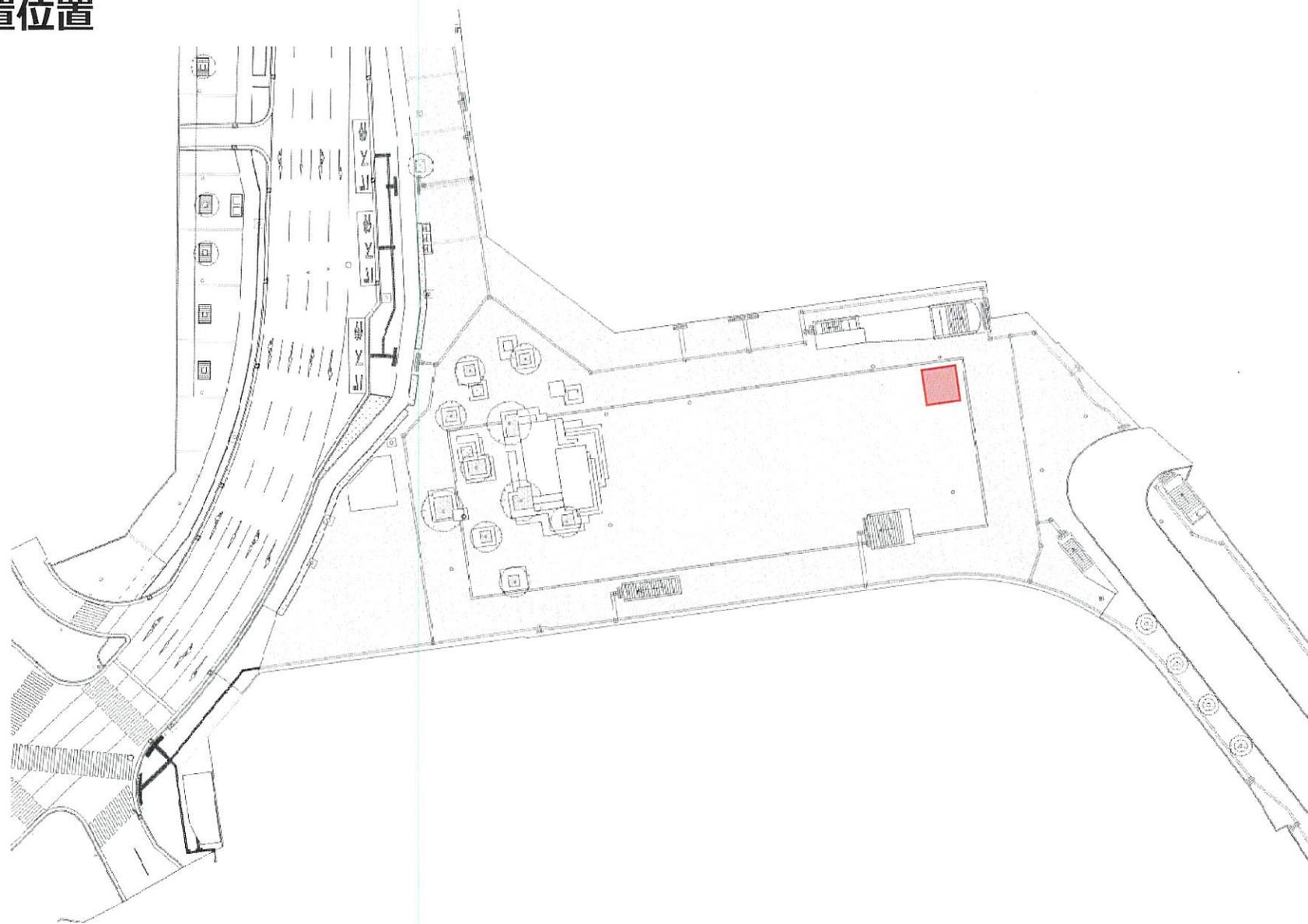
#### ②不適正利用への対応方針

予想される行為	現場警備員の対応方針	不適正利用の重大な問題	防犯カメラ監視警備員の対応方針
1 露店営業	道路使用許可の申請をしているか確認をして、申請をしていない場合は中止を求め、道路使用許可の案内をする	道路占用をとっていない活動が頻発している場合	発生が確認された場合声掛けに行く (声掛けに行った回数を記録)
2 街宣活動			
3 募金活動			
4 路上ライブ			
5 路上喫煙	法令・条例等で禁止されていることから注意する	歩行者の通行を阻害する対流となっている場合	事象が確認されたら記録をとる
6 タバコ・ゴミのポイ捨て		不法投棄など大量のごみが捨てられた場合	
7 自転車の路上駐輪		歩行者の通行を阻害する範囲で路上駐輪された場合	
8 スケートボード・キックボードでの歩道の走行		歩行者の通行を阻害するような行為が頻発した場合	発生が確認された場合声掛けに行く (声掛けに行った回数を記録)
9 落書き		歩行者の滞留を阻害する範囲で落書きが行われた場合	発生が確認された場合声掛けに行く
10 路上での看板の設置・掲出	道路使用許可の申請をしているか確認をして、申請をしていない場合は中止を求め、道路使用許可の案内をする	道路占用をとっていない活動が頻発している場合	(声掛けに行った回数を記録)
11 客引き・勧誘行為	法令・条例等で禁止されていることから注意する	歩行者の通行を阻害するような行為が頻発した場合	
12 酔っ払いの寝そべり・座り込み		※時期によっては発生が少ない	
13 電動キックボード		歩行者の通行を阻害するような行為が頻発した場合	事象が確認されたら記録をとる
14 自転車の走行	法令等で禁止されることから注意する ※規制が入るまでは声掛けをする	歩行者の通行を阻害するような行為が頻発した場合	
15 ケンカ・窃盗・その他トラブル	発生が確認された場合、現場で声掛けを行い、対処できなければ110番	警察沙汰になるような大きな問題	発生が確認された場合、現場に行き、対処できなければ110番

【別紙】

31：規格・設置位置

①設置位置



決議事項 1 資料② ■なんば広場 運営方針(案)

実施項目		内容	詳細	備考	
地域連携	必須業務	1 地域への報告会	・広場運営開始前に広場の運営方針について、安全安心にぎわいのまちづくり協議会の総会にて報告すること ・6か月ごとに安全安心にぎわいのまちづくり協議会の総会にて広場の運営報告をおこなうこと		
	提案業務	2 地域との連携方針	・地域との連携方針の考え方を記載すること		
地域環境保全	清掃	必須業務	3 通常清掃	・清掃は1日1回夕方(16時頃)、広場の清掃を実施すること ※現在、広場の清掃は、7～10時の間に広場に隣接する南海電鉄の清掃が1回、11時頃に大阪市環境局の清掃が1回実施されている ・清掃業務の内容は下記の通りである。 ①粗ゴミ・ガム・新聞紙・雑誌、タバコの吸い殻・空き缶・落ち葉等を撤収すること ②ジュース、嘔吐物等の汚れが多い場合は、水栓及び適正洗剤等を使用し、汚れを落とすこと ③ベンチ、椅子・机、照明柱(脚立等を使用せずに清掃可能な範囲に限る)及びプリンターは、汚れの状況に応じて適宜清掃(張り紙除去を含む)を行うこと。	★別紙有 ・清掃内容・清掃範囲は現在と同様の内容で実施
		提案業務	4 特別清掃	・通常清掃以外に実施する清掃を提案すること	
	自転車対策	必須業務	5 自転車押し歩き促進	・自転車押し歩きの啓発活動(現地での声掛け等)を月に1回以上実施すること	
		提案業務	6 自転車押し歩き促進	・自転車押し歩きの啓発活動について提案すること	
		必須業務	7 放置自転車対策	・大阪府が実施する自転車撤去活動に協力を行うこと ・大阪府が開催する自転車WGに参加し、ミナミエリア全体の駐輪対策に協力すること	
	提案業務	8 放置自転車対策	・放置自転車対策を提案すること		
	治安維持警備		9 治安維持警備員の配置	・16時～22時は現場にて立哨警備(1名)を行い治安維持に努めること ・立哨警備以外の時間帯は、防犯カメラで広場の様子を監視し、不適正利用が発生した場合は、20分以内に現場に行き声掛けを行うこと ※治安維持警備員の配置人数・時間は現状のものを記載しているが、今後の警察協議で変更になる可能性がある ・警備業務実施報告書を作成し、翌週月曜日中に先週分の記録を提出すること。実施報告書には、不適正行為の発生エリア・内容を記載すること。記載方法は大阪市と相談して決定すること。	★別紙有 ・社会実験②の期間中は、広場運営者は実施しない ・警備の内容は、現状と同様の内容で実施(警察協議で変更の可能性有)
		必須業務	10 防犯カメラ	・防犯カメラを3台以上設置すること ・広場でトラブルが発生した場合は、防犯カメラの映像を警察・大阪市へ提供すること	
	交通警備員		11 交通警備員の配置	・下記の位置、時間帯に警備員を1名配置すること。 ①難波中2交差点：24h ②なんなん開館前：9時～25時 ③南海通り前：25時～9時 ※警備員の配置人数・時間は現状のものを記載しているが、今後の警察協議で変更になる可能性がある	・社会実験②の期間中は、広場運営者は実施しない ・警備の内容は、現状と同様の内容で実施(警察協議で変更の可能性有)
	不適正利用への対策	必須業務	12 道路使用許可の調整	・現状の道路使用許可の承認書の発行ルールにもとづき、実施希望者と調整を行い、承認書を発行すること ・発行ルールは社会実験の状況に応じて、警察協議を行い、随時更新を行うこと ・発行ルールの周知をおこなうこと(WEBSITE等) ・承認書発行状況については、治安維持警備員と共有を行い、道路使用許可を得ていない活動に対しては指導を行うこと	
必須業務		13 荷捌きルール	・荷捌きルールを周辺商業施設・周辺エリアの各店舗や地域団体、荷捌き業界、一般利用者などに対して周知活動を行うこと(説明会、チラシ配布、WEBSITE等)		
利活用	全体	理念	14 全体の使い方	・広場中央区域は日常利用(滞留空間の創出)を主とし、年間を通じて土日祝日の50%以上、平日の50%以上は滞留空間とすること。 ・ただし、イベント実施時も滞留空間が日常時と同等程度確保できる場合は、大阪市と協議の上、上記イベントの実施数から除くことができる。	
	日常利用	必須業務	15 座具の配置	・イベントが実施されていない日は、休憩スペースとして来街者が利用できるように座具を配置すること(最低100人以上滞留できること) ・座具の管理(イベント時の出し入れ、風が強い日の撤去など)は広場運営者が行うこと ・設置している座具については、毎日安全確認を行い、破損などが起きている場合は撤去を行うこと	
	イベント	必須業務	16 受入方針	・広場で実施される企画は、次のいずれかに適合する企画内容とし、地域活性化・地域環境保全活動に繋がるものとする ①なんば・大阪・関西エリアの魅力を発信する企画 ②なんばエリアのブランド価値を向上させる企画 ③新しい文化・プレイヤーを創出する企画 ④エリア全体の回遊性を向上し、経済効果をもたらす企画 ⑤その他、公共性・公益性があり、広場管理運営者が認めた企画	現状のルールと同様の内容
		必須業務	17 禁止事項	・下記の用途で広場を利用することは禁止とする ①風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に定める風俗営業、同条第5項に定める性風俗関連特殊営業その他これらに類する業及びこれらの業の利便を図るための用途 ②暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に定める暴力団又はその他の反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用するなど、公序良俗に反する用途 ③政治的用途。ただし、公職選挙法の規定に基づきすることができる選挙運動のためにするもの及び選挙運動期間中における政治活動として行うものを除く。 ④宗教的用途 ⑤地域住民等の生活を著しく脅かすような活動 ⑥悪臭、騒音、粉塵、振動及び土壌汚染など近隣環境を損なうと予想される用途 ⑦入場料制のイベント等、広場内に特定の人だけが入場可能とする企画	現状のルールと同様の内容
		必須業務	18 イベント受入	・広場貸出の受入窓口業務を行うこと ・窓口業務実施にあたり、現状のなんば広場ルールを前提とした運用ルールを作成し、大阪市・警察・安まち協議会と協議をした上で、WEBSITE等で公表を行うこと ・上記、受入方針・禁止事項に追加項目がある場合は、なんば広場ルールに記載すること	
		必須業務	19 警察協議・管理者協議のサポート	・各種協議に向けた資料作成前に、広場のルール、道路上での取り組みの注意事項、各種資料作成のポイントをイベント主催者に説明すること ・協議実施前に、協議資料について打ち合わせ等を行い、協議資料作成のサポートを行うこと ・各種協議には広場運営者として参加し、イベント内容の説明のサポートを行うこと	・下線部は社会実験②期間中に限る 将来的にはイベント主催者での実施への移行を目指す
		必須業務	20 現場確認	・イベント設営完了後(イベント開始前)に、現場立ち合いを行い、協議資料と異なるレイアウトや設置物がないかを確認すること。異なる場合は、是正の指導を行うこと	夜間立ち合い66,000円/日 66,000円×2日(設営・撤去)×18回(イベント数想定)=2,376,000円(税込)
		必須業務	21 トラブル対応	・イベント実施日に発生したトラブルについては、イベント主催者と連携し対応を行うこと	
		必須業務	22 実施報告	・イベント実施後、実施内容について報告書を作成し、大阪市・警察へ報告を行うこと ・トラブル等が発生した場合、その対応策も記載すること	
		必須業務	23 維持管理協力金	・イベント受入に当たり、維持管理協力金を徴収することができる ・維持管理協力金の設定を提案すること ・維持管理協力金は、なんば広場の活動(地域環境保全活動、利活用など)に還元すること	
自主企画	必須業務	24 地域への情報連携	・広場でのイベント実施予定は、実施前に安まち協議会に伝達すること		
	提案業務	25 自主企画	・なんばエリアの魅力向上、広場の魅力向上のための自主企画を実施すること		
	提案業務	26 回遊性向上への提案	・回遊性向上に繋がる取組を提案すること		

決議事項 1 資料② ■なんば広場 運営方針(案)

実施項目		内容	詳細	備考		
財源確保	広告全体	必須業務 27	設置位置	・広告媒体（デジタルサイネージ、広告板等）の設置位置は、滞留空間やイベント実施に支障がない、広場東側（図面指定の範囲内）とすること ・緊急車両動線の確保、荷重条件を順守すること		
		必須業務 28	電気設備	・電気設備等は別途図面を参考とすること		
		必須業務 29	広告ルール	別紙参照	★別紙有	
	デジサイ	必須業務 30	地域情報発信	・公共情報発信の割合が1/10を超えていることとすること ・ただし、デジタルサイネージを複数配置する場合は、総放映時間(1台あたりの放映時間×台数)の1/10以上とする ・デジタルサイネージの空枠は、公共情報発信に使用すること	※御堂筋ルールを元に割合を記載、社会実験②終了後割合については再検討	
		必須業務 31	規格・設置位置	・デジタルサイネージは、広場のイベント実施や緊急車両動線の進入に支障がないように設置すること。 ・デジタルサイネージは広場内に設置可能な台数は1基とし、その1基に設置できるモニターは2面までとすること。 ・デジタルサイネージの躯体の平面(広場床面に面しているサイズ)は5m×5m以内とすること。デジタルサイネージへの防護エリアを設ける場合も、上記5m×5m以内に納めること。 ・デジタルサイネージのモニターが設置されている面の躯体サイズは、高さ2.57m×横3.4m以内、モニターサイズ高さ1.92m×横3.2m以内とすること。 ・設置位置は、広場北東側とすること。設置位置の詳細は、大阪市と協議を行い決定すること。	★別紙有	
		必須業務 32	非常事態時	・非常事態時にはデジタルサイネージを災害情報に切り替えて情報発信をおこなうこと。		
	バナー広告		33	バナー広告	・広場内に設置している道路照明柱を利用したバナー広告を実施する場合は、大阪市と協議を行い、ルールを定めた上で実施すること	
	その他広告		34	その他広告	・デジサイ、広告板、バナー広告以外の広告物を設置する場合は、大阪市・警察と協議を行い、設置ルール等を定めた上で設置すること ・設置物について、事前に安まち協議会に情報連携すること	
	広告事業者	必須業務	35	広告代理店との契約	・広告枠の管理・営業活動、イベントの営業活動を委託する広告事業者等と契約する場合は、事前に大阪市へ報告すること	
社会実験 検証への協力	全体	必須業務	36	データの提供	・必要に応じて、大阪市の社会実験への検証に協力(データ提供など)すること	
	必須調査	必須業務	37	滞留行動調査	・日常時の広場の利用状況について、平日・休日のデータを年に2回以上調査すること	
事業報告	実施報告	必須業務	38	大阪市への報告	・大阪市へ毎月事業報告をおこなうこと ・事業報告では、地域環境保全活動の実施内容、利活用の内容、財源確保の実施内容の報告を基本とし、その他の内容については事前に大阪市と協議を行い決定すること ・トラブルが発生した場合は、発生原因、対応策を記載すること	
	収支報告	必須業務	39	大阪市への報告	・事業報告と共に、事業収支の報告を行うこと	
		必須業務	40	広告事業者中間手数料	・広告代理店へ支払う手数料のルール（割合等）を大阪市へ報告すること ・収支報告では、広場運営者に入る粗利益として、広告事業の総売上高より販売費及び一般管理費(代理店手数料等)を控除した額を「広告収入」とすること	
その他	情報発信	必須業務	41	現地看板	・現地になんば広場のスキームや運営者が分かる情報を掲示すること	
		必須業務	42	WEBサイト	・WEBサイトを作成し、広場の情報（広場ルール、イベント情報など）の発信を行うこと	WEBサイト制作費300万+維持管理費66万円(5.5万円×12ヶ月)
		提案業務	43	情報発信	・なんば広場やエリアの魅力を伝える情報発信を提案すること	
	安全・防災	必須業務	44		・地域と連携し、災害時の情報発信の連携を行うこと	

決議事項 1 資料③

■ なんば広場 広告ルール(案)

項目	なんば広場広告ルール(案)	備考	パナー 広告	デジサイ
審査の視点	(1)なんば広場が目指す世界をひきつける観光拠点、上質で居心地の良い空間に合致するものとなっているか。 (2)周辺の建物や広場空間のデザイン・歴史・文化などに配慮し、来街者に好感を与え且つ品格あるものとなっているか。 (3)なんば広場の街並み景観と調和し、街の雰囲気と合致するものとなっているか。 (4)大阪市広告掲載要綱、大阪市建設局道路河川部における広告掲載要領に則しているか。		○	○
審査基準	1. 一般基準 次の要件を満たすものでなければならない。 (1)通行者の安全を阻害する恐れのないもの。 (2)にぎわいの形成やまちの魅力向上につながるデザイン性の高いもの。 (3)景観との調和を損なうものでないこと。 (4)関係法令に則ったものであること。 (5)その他、広場管理運営者が必要と認めた要件。		○	○
	2. 内容基準 広告物の内容が次のいずれかに該当するときは、原則としてこれを掲出ししない。 (1)法令等に違反するもの (2)公の秩序又は善良の風俗に反するもの ・男女のヌードを添えた意匠 ・虚偽もしくは不正確な表現で、事実と誤認される恐れのあるもの ・法規に抵触する恐れのあるもの ・性に関する表現のうち、性に関する表現が露骨または挑発的なもの、性犯罪を興味本位に取り上げていたり、痴漢等の性犯罪を誘発・助長するもの、児童や未成年の性行動に関するもの ・いじめや人権侵害を想起させるもの ・個人や法人の名誉を棄損する可能性のあるもの ・その他、公共の場にふさわしくないと判断するもの (3)人権侵害となるもの ・人種、身体的特徴、年齢、教育、思想等により人を差別するもの (4)政治性のあるもの (5)宗教性のあるもの (6)社会問題についての主義主張 (7)個人又は法人の名刺広告 (8)良好な景観又は風致を害するもの (9)当該広告事業の内容を、市が推奨しているかのような誤解を与えるもの (10)公衆に不快の念または危害を与えるもの ・男女の別なく不快の念をもたらすもの。 ・病気や体質、老い等について過度にネガティブな表現。 ・血液、遺体、傷口等を興味本位に取り上げた表現。 ・その他公共の場にふさわしくないと判断するもの。 (11)社会問題を起こしている業種や事業者を広告するもの (12)市の広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの (13)消費者被害の未然予防及び拡大防止の観点から適切でないもの ・虚偽の内容を表示するもの ・法令などで認められていない業種、商法、商品を表示するものまたは肯定するもの ・誇大、比較広告等、広告手法上に議論があるもの ・責任の所在が明確でないもの (14)青少年保護及び健全育成の観点から適切でないもの ・暴力や犯罪を肯定し助長するような表現 ・残酷な描写など、善良な風俗に反するような表現 ・暴力又はわいせつ性を連想・想起させるもの(過度な肌の露出などの表現など) ・ギャブル等を肯定するもの (15)過剰表現、その他誤解を与えかねない表現 ・誇大表現「世界初」「業界初」「日本一」等の表記は、その根拠を提示すること。 ・故意に誤認を誘う表現(根拠のない「完全」「確実」「絶対」「100%」等) ・効果機能の約束(「もうかる」「効く」「やせる」「すべてが解決」、効果機能の使用前後の対比 等) (16)価格訴求、販売方法についての制限 ・金額訴求が主たるデザインとなるものは認めない。 ・景品表示法に違反をする恐れのあるもの、消費者に誤解を与えかねない表示、表現は認めない。 (17)タイアップ広告 ・同一の商品・サービスに関連するもの、及び内容・表現に関連性、統一感のあるものに限る。 ・連合広告とみなす内容・表現については掲出を認めない。 (18)他社製品との比較広告 ・他社との比較広告については、内容が客観的に実証され、数値や事実を正確かつ適正に引用し、比較の方法が公正になされていると認められるものについては承認する。 (19)その他、広告掲載を行う広告として不適当であると広場管理運営者が認めるもの	●大項目 ・(1)~(14) ⇒大阪市広告掲載要綱に準じる ・(15)~(18) ⇒大阪駅前地区デジタルサインガイドラインに準じる ●具体例 下記を参考に作成 ・グランフロント大阪広告掲載基準 ・渋谷駅前エリアマネジメント屋外広告物地域ルール ・名古屋駅前街路灯フラッグパナー広告／掲出基準抜粋	○	○
	3. 表現規制 (1)情報過多、文字情報が極端に多いもの (2)赤・青・黄などの原色や高彩度の色(けいばいばい色)が多用され、かつ景観と調和しないと判断されるもの (但しコーポレートカラーなど表現上原色又は高彩度の色を使用しなければならない場合、全体の面積や表示秒数などを工夫し、見る人に不快を与えないよう配慮する場合は掲出を認める) (3)見る人に著しく暗いイメージを与えるもの (4)道路交通の安全を損なう恐れや注意表示と誤認される可能性があるもの (5)性的表現・暴力表現・差別的表現がなされていると判断されるもの (但し暴力表現については映画やアニメの格闘シーンなど作品の内容を紹介するために必要な場合は、銃口や刃物が正面を向けない、血しぶきの場面は避けるなど見る人に不快を与えないよう配慮する場合は掲出を認める) (6)その他、広場管理運営者が不適切と判断したもの	大阪駅前地区デジタルサインガイドラインに準じる	○	○
	4. 規制業種又は事業者 次の各号のいずれかに該当する業種(以下「規制業種」という。)の広告掲載については、これを承認しない。 (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)で、風俗営業と規定される業種及びそれに類似する業種 (2) 消費者金融業 (3) 商品先物取引に関するもの (4) たばこ(電子たばこを含む。)の製造及び販売に関するもの (5) ギャンブルにかかもの (6) 法律の定めのない医薬類似行為を行うもの (7) 特定商取引に関する法律(昭和51年法律第57号。以下「特定商取引法」という。)に規定する訪問販売、通信販売(同法第30条に規定する通信販売協会に加入している者が行う場合を除く。)、電話勧誘販売に係る取引、連鎖販売取引及び業務提供誘引販売取引 (8) 探偵業 (9) 営業形態に応じて、必要な法令等に基づく許可等を受けていない古物商・中古品小売業 (10) 業界団体に加盟していない結婚相談所・交際紹介業	大阪市建設局道路河川部における広告掲載要領に準じる	○	○

決議事項 1 資料③

■ なんば広場 広告ルール(案)

項目	なんば広場広告ルール(案)	備考	バナー 広告	デザイ
5. 映像における放映基準	(1)短時間毎に連続して同じ内容を繰り返し、見る人に不快を与えないこと。 (2)音量や音色が見る人に不快感を与えないこと。 (3)輝度については、個別協議とする。 (4)視覚的に強い表現等をしないこと。 (5)映像や光の点滅、特に「鮮やかな赤色」の点滅は使用を避けること。 (6)コントラストの強い画面の反転や急激な場面転換は避けること。 (7)規則的なパターン模様（縞模様、渦巻き模様、同心円模様など）が、画面の大部分を占めることは避けること。 (8)不安定な“揺れる映像”については、安易な使用を行ってはならない。 (9)いわゆるサブミナル技法のように通常の状態では知覚、識別できない表現技法で潜在意識に働きかけることをしてはならない。 (10)低解像度のものを掲出ししないこと。	・(1)~(9) ⇒大阪駅前地区デジタルサイ ネージガイドラインに準じる ・(10) ⇒グランフロント大阪広告掲載 基準		○